

社会福祉法人朝来市社会福祉協議会  
一般事業主行動計画（第三期）

職員が仕事と子育てを両立しやすい環境づくりをするため、次のように行動計画を策定します。

**計画期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 までの 5 年間**

**雇用環境の整備に関する事項の強化**

【内容】現行の規定は、配偶者の出産に立ち会うことが前提で、それに伴い勤務しないことが相当であると認められるとき連続して 2 日の範囲内の期間であるが、現行規定を 1 日上回り 3 日の範囲内とする。